



令和 9 年度 金武町 認可保育園等入園案内



1.入園申込受付期間及び提出先

受付期間：**令和 8 年 1 1 月 2 日（月）～1 1 月 30 日（月）**

※土日祝日を除く

※上記受付期間を超えた申込みは第 1 回選考後の欠員補充（待機）の対象となります。

4 月入園を希望する場合の期間外申込受付締切：令和 9 年 2 月 26 日（金）

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）

提 出 先：金武町役場 こども支援課（電話番号 098-968-2223）

申込み対象：①新規の入園を希望する方、現在利用中の園から他の園へ転園を希望する方

②町外の認可園の継続利用を希望する方

③町外にお住まいの方で、町内の認可園の継続利用を希望する方

※現在町内認可園に在園中の金武町在住の児童については、継続利用を希望する場合、申込みは不要です。

選考結果通知：令和 9 年 2 月上旬予定

※5 月以降の入園に関しては、入園希望月の前月 10～15 日頃に通知します。

2.教育・保育給付認定

認可保育園等を利用する場合は、教育・保育給付認定（1～3 号）を受ける必要があります。認定区分により、利用できる施設が異なります。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育必要量	利用できる施設
1 号認定	満 3 歳以上	なし	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
2 号認定	満 3 歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	・認定こども園（保育利用） ・認可保育所
3 号認定	満 3 歳未満	あり		・認定こども園（保育利用） ・認可保育所 ・小規模保育事業所

※ 1 号認定を受けて私立の認定こども園への入園を希望する場合は、利用希望の認定こども園へ直接お申込みください。

3.保育必要量の認定

2・3 号認定を受ける場合は、保護者の就労時間等によって、保育を利用できる時間が次の 2 種類に区分されます。

利用区分	就労時間	保育利用時間
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満 （両親又はいずれかがパートタイム労働を想定）	最長 8 時間
保育標準時間	月 120 時間以上 （両親（ひとり親含む）フルタイム労働を想定）	最長 11 時間

※求職活動中や育児休業中の場合は、「保育短時間」となります。

※「親族の介護・看護」や「就学」など就労以外の事由については、家庭の状況に応じて「保育短時間」又は「保育標準時間」のいずれかに区分します。

4.保育の必要性の認定事由（2・3号認定の場合）

保育の必要性は、保護者（別居している場合は、児童の養育を行っている方）のいずれも下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合に認定されます。

保育を必要とする事由	内容	保育必要量	認定の有効期間
就労	月 48 時間以上就労している場合 ※就職（復職）する日の 15 日前の日が属する月の初日から、新規で施設の利用を希望する場合を含む。 （例：5 月 1 日職場復帰のため 4 月 1 日から利用希望で申込み） ※<u>利用決定日より前からのならし保育での利用を可能とするものではありません。</u> 復職日から逆算し、利用開始日を決めたうえでお申込みください。 ※4 月 1 日復職のため、3 月からのならし保育の利用を希望する場合、別途令和 8 年度の利用申込みをする必要があります。利用の可否に関しては、施設の空き状況によることとなりますのでご了承ください。	標準時間 （月の就労が 120 時間以上） 短時間 （月の就労が 48 時間以上 120 時間未満） （復職月の前月のならし保育期間中）	就労期間中
妊娠・出産	妊娠中又は産後 8 週以内の場合	標準時間	妊娠中から産後 8 週まで
疾病・障害等	保護者が病気、負傷、障害等により保育ができない場合	標準時間	療養期間中
介護・看護	同居の親族を常時介護・看護している場合	標準時間 短時間	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	標準時間	復旧期間中
求職活動	求職活動・起業準備を継続的に行っている場合	短時間	最長 3 か月間
就学	学校教育法に基づく教育施設に在学又は職業訓練校で職業訓練を受けている場合（自動車教習所、習い事の教室等は含まれない）	標準時間 短時間	就学期間中
育児休業・ みなし育児休業 （在園児のみ）	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合	短時間	育児休業対象児が 1 歳に達するまで ※育児休業対象児が入所保留になった場合は、最長で 2 歳に達するまで延長可能。
社会的養護	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間	町長が定める期間中



5.入園申込みに必要な書類

入園を希望される場合は、必ず下記の必要書類をそろえて申請してください。

各様式については、こども支援課窓口又は金武町HPからご準備ください。

※私立認定こども園1号認定の場合は、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

【1】すべての方が提出する必要がある書類

必要書類	備考
教育・保育給付認定申請書兼利用申込書	児童1人につき1部提出

【2】2・3号認定（保育認定）の申請に必要な書類

保育を必要とする事由		必要書類	備考
就労	雇用されている方 (公務員、派遣等含む)	就労証明書 ※育児休業からの復職の場合、復職日等の記載が必要。	米軍人・軍属の方は Form W-2 (2025)
	自営業 農林漁業の方	① 就労証明書 ② 下記の該当する書類のいずれかを添付 個人事業主・農林漁業者 ・税務署に届けた開業届の控えの写し(開業後1年以内) ・営業許可証や耕作証明書等の写し ・取引に関する文書(契約書等)の写し ・預金通帳の写し(保護者の氏名が記載されているページ、取引先からの入金を確認できるページ) ・確定申告書の写し 自営業専従者 ・専従者給与支給の申告が確認できる書類 会社役員の方 ・法人税又は法人市町村民税を申告した際の控えの写し(受付印が押印されているページ、役員報酬の受取人として保護者の氏名が記載されているページ) ・保護者の氏名が記載された登記簿謄本又は抄本	
妊娠・出産		親子(母子)健康手帳の写し (分娩予定日が記載されているページ)	
疾病・障害等		診断書(本町指定の様式)	
病人の介護・看護等		① 介護・看護状況証明書 (本町指定の様式で、民生委員の署名入り) ② タイムスケジュール表(任意の様式) ③介護サービスの利用の場合、 在宅サービス計画書の写しを添付。	
災害復旧等		罹災証明書等の被災を確認できる資料	
求職活動	お仕事を探する場合	① ハローワーク受付票又は求職活動証明書の写し (総合保健福祉センター内の就活支援センター「でいかでいか」で発行。) ② 求職活動状況申立書(本町指定様式)	認定期間最大3か月。 ※終了月の15日までに就労証明書の提出がない場合は月末で退園となります。 同一年度内で求職活動を理由としての再入園はできません。
	起業準備の場合	起業計画書の写し等、起業準備を確認できる書類	
就学		① 在学証明書 ② 時間割表(任意の様式)	

【3】該当する場合のみ必要な書類

状況	必要書類
生活保護受給世帯	被保護証明書の写し
ひとり親世帯 ※保育料が減免になる場合があります。 忘れずにご提出ください。	下記①～③のいずれか ①児童扶養手当証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③戸籍謄本
在宅障害者（児）のいる世帯 ※保育料が減免になる場合があります。 忘れずにご提出ください。	下記①～④のいずれか ①身体、精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し ③特別児童扶養手当認定通知書（認定期間有）の写し ④障害基礎年金証書の写し
町外在住で入園の10日前までに 金武町へ転入予定の場合	①転入に関する誓約書 ②転入予定先の証明書類 （賃貸契約書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの写し） ③令和8年度 所得課税証明書 （令和8年1月1日時点の住民登録市町村で発行されたもの）
保護者の一方が町外在住の場合	令和8年度 所得課税証明書 （令和8年1月1日時点の住民登録市町村で発行されたもの）
保護者が軍人・軍属の場合	F o r m W - 2 （2025）
里親	里親委託証明書の写し又は措置書の写し

6.年度途中における入園申込み日程表

※2号認定（3歳以上児）の申込みについては、随時受付し、空き状況により迅速に入園調整します。
 ※入園希望月の前月10～15日頃に電話連絡、又は書面で結果をお知らせします。

入 所 希 望 月	受 付 締 切 日
令和9(2027)年 5月入園	令和9(2027)年 3月31日(水)
6月入園	4月30日(金)
7月入園	5月31日(月)
8月入園	6月30日(水)
9月入園	7月30日(金)
10月入園	8月31日(火)
11月入園	9月30日(木)
12月入園	10月29日(金)
令和10(2028)年 1月入園	11月30日(火)
2月入園	12月28日(火)
3月入園	令和10(2028)年 1月31日(月)

7.保育料・給食費について

【1】保育料の算定方法について

保育料は認可保育園等へ入園する児童の保護者（父母等）の「市町村民税所得割額」と児童の年齢等によって決定されます。（ただし、同居の祖父母等が生計の中心者である場合は祖父母等も含む。）

- ※各家庭によって保育料は異なります。
- ※保育料算定のための市町村民税所得割額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除、申告特例控除等の適用を受ける前の金額で算定されます。
- ※月額保育料の他に、施設によって教育費等の上乗せ徴収・実費徴収があります。
- 詳細は各園にお問い合わせください。
- ※同一世帯で幼稚園・認可保育園等に2人以上入園している場合は、2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。
- ※3～5歳児クラスの児童は、幼児教育・保育の無償化により、保育料が無償となります。
- 住民税非課税世帯に属する0～2歳児クラスの児童も無償化の対象となります。
- ※「未申告」又は「所得課税証明書等の未提出」等で課税情報が確認できない方は、保育料を算定することができないため、最高額で決定されます。

- 「未申告」・・・令和7年中の収入について確定申告をされていない方は、金武町税務課又は名護税務署等での申告が必要となります。収入がなかった方や扶養に入っている方も、所得がない旨を申告する必要があります。
- 「未提出」・・・保護者の一方が町外在住で、「令和8年度 所得課税証明書」の提出がない場合又は個人番号による所得照会ができない場合。
- 保護者が軍人・軍属で「Form W-2（2025）」の提出がない場合。

【2】保育短時間認定における延長保育利用料について

保育短時間認定の方が利用時間（8時間）を超えて利用する場合、延長保育となり、別途延長保育利用料が発生します。 ※金額、利用時間については各園へお問い合わせください。

【3】保育料の切り替えについて

保育料は毎年9月に切り替えを行います。市町村民税額が決定するのが毎年6月のため、4月～8月分は前年度の市町村民税額、9月～3月分は当年度の市町村民税額により保育料を決定します。

令和9年度 保育料算定のイメージ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和8年度）の市町村民税額に基づく保育料					当年度（令和9年度）の市町村民税額に基づく保育料						

【4】保育料の変更について

- 税の修正申告等により市町村民税額が変更になった場合は、修正前の税額が保育料算定に用いられた月に遡って保育料の修正を行います。変更により保育料に差額が生じた場合は、追加徴収、還付等の処理を行います。
- ※遡ることができるのは、当年度分の保育料についてのみです。過年度分の保育料については、変更ができませんのでご注意ください。**修正申告をした場合は、こども支援課までご連絡ください。連絡がない場合、保育料算定に反映できないことがあります。**

【5】保育料基準額表について（3歳未満、第1子の場合）

利用者負担（保育料）基準額表

階層	定義 (金額は世帯構成員の市町村民税所得割合算額)	利用者負担額	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯又は里親	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3-1	48,600円未満の要保護者等※	6,650円	5,150円
3-2	48,600円未満	14,300円	11,300円
4-1	48,600円以上 77,101円未満の要保護者等※	7,150円	5,650円
4-2	48,600円以上 97,000円未満	23,700円	20,700円
5	97,000円以上 169,000円未満	35,800円	32,800円
6	169,000円以上 301,000円未満	39,300円	36,300円
7	301,000円以上 397,000円未満	40,400円	37,400円
8	397,000円以上	44,300円	41,300円
備考			
※「要保護者等」とは、①ひとり親世帯、②在宅障害児（者）がいる世帯、③生活保護法第6条第2項の「要保護者」に準ずる程度に困窮していると町長が認める世帯のいずれかに属する保護者をいいます。			
【多子世帯の利用者負担（保育料）軽減】			
・第3-1階層及び第4-1階層については、第2子以降の保育料が0円となります。			
・第3-2階層及び第4-2階層（市町村民税所得割合算額が57,700円未満）については、第2子の保育料が半額となり、第3子以降の保育料が0円となります。			
・第4-2階層（市町村民税所得割合算額が57,700円以上）から第8階層までについては、未就学児のうち2番目の年長者である子どもの保育料が半額となり、未就学児のうち3番目以降の子どもの保育料が0円となります。			

【6】保育料無償化について

3～5歳児クラス 保育料無償化（別途給食費がかかります。）

0～2歳児クラス 上記基準額表に基づき保育料が発生します。

※満3歳から保育料が無償になるわけではありませんのでご注意ください。

【7】町独自の給食費補助制度について

3～5歳児クラスの児童に係る保育料は無償化の対象ですが、給食費（主食費・副食費）の徴収があります。本町では、保護者の経済的負担軽減を図るため、以下のとおり独自の補助を実施しています。

・5歳児クラス

主食費について月額2,000円を上限に補助し、副食費については月額5,100円を上限に補助します。

・3歳から4歳児クラス

主食費について、月額1,000円を上限として補助します。

・3歳から4歳児クラス（年収360万円未満相当世帯）

国の制度による副食費の徴収免除に加え、町独自の支援として主食費月額2,000円を上限に補助します。

※補助額については、町内認可園で同一としますが、主食費・副食費の金額設定は、各園へお問い合わせください。



【8】保育料のお支払いについて

私立認定こども園・小規模保育事業所は園に直接お支払い、町立園・私立保育所（はまだ保育園）については町に保育料をお支払いいただきます。私立園の納付方法については各園にお問い合わせください。

金武こども園、はまだ保育園の保育料については、納付書でお支払いいただくか、口座振替になります。
引き落とし日は、毎月末日（金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の前営業日）となります。
保育料の未納については、自宅訪問及び職場訪問等により随時納付指導を行います。
また、児童手当からの特別徴収を行う場合や財産の差し押さえを行う場合があります。
保育料に滞納がある場合、入園をお断りすることがあります。

8. 特別支援保育について

特別支援保育とは、障害のある児童や、発達に遅れや偏りがある児童に対して、集団の中で加配保育士や支援員による支援や見守りを行うことで、児童が安心して過ごし心身の発達や集団適応を促していく丁寧な保育のことです。

希望する場合は、「教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」の「特別支援保育実施希望の有無及び希望理由」欄において、「希望する」にチェック（☑）を記入し、希望する理由を記載してください。加配保育士等が配置できるかは、園との面談等でご相談いただくことになります。その際、児童の状況を確認するため、診断書等の提出を求めることがありますのでご注意ください。

9. 認可外保育施設、私立幼稚園等の利用申込みについて

園に直接お申込みください。

※3歳児から5歳児クラスの児童又は非課税世帯に属する0歳児から2歳児クラスの児童の場合、子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）に該当する場合があります。申請が必要ですので、金武町役場こども支援課までお問い合わせください。

10. 金武町外にお住まいの方、町外の認可保育園等の利用を希望する方の申込みについて

① 金武町外にお住まいの方が町内の認可保育施設の利用を希望する場合

転入予定のある方

◀申込窓口▶金武町役場 こども支援課

◀申込要件▶入園希望日の10日前までに金武町で住民登録が可能な方

◀必要書類▶3～4ページに記載の該当書類一式

転入予定のない方

◀申込窓口▶お住まいの市町村

◀必要書類▶お住まいの市町村が定める必要書類一式

市町村間協議となりますので、書類の受付に時間を要する場合があります。

書類の提出期限については、改めてお住まいの市町村にご確認ください。

◀留意事項▶町内児童を優先的に選考した後、空きがある場合にのみ入園可能となります。



② 金武町内にお住まいの方で町外の認可保育施設の利用を希望する場合

◀申 込 窓 口▶金武町役場 こども支援課

※市町村によっては直接申し込む場合がありますので、事前に希望先の市町村にご確認ください。

◀必 要 書 類▶希望先の市町村にご確認ください。

◀申込締切日▶希望先の市町村にご確認ください。

※金武町経由で申込みをする場合は、希望先の市町村の申込締切日の1週間前までに金武町役場こども支援課に書類を提出してください。

◀留 意 事 項▶転出予定で申込みをされた場合、住民票の異動後に、転出先の市町村で再度申込みが必要な場合があります。

金武町内の幼稚園・認可保育園等一覧表

令和8年9月現在

		施設名	電話番号	利用定員 (受入れ年齢)	所在地	利用時間
公立園	幼稚園	中 川 幼 稚 園	968-6088	35 人 (5 歳)	字金武 10154 番地	8:00-13:00
	認定こども園	金 武 こ ど も 園	968-5385	80 人 (6 か月～5 歳)	字金武 491 番地 1	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30 1 号認定 8:15-13:00
杉の子幼児学園		968-2308	84 人 (4 か月～5 歳)	字金武 4127 番地	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30 1 号認定 8:00-13:00	
みつばこども園		983-2800	105 人 (6 か月～5 歳)	字金武 10492 番地 7	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30 1 号認定 8:30-12:30	
認 定 こ ど も 園 金 の ほ し		989-8528	75 人 (4 か月～5 歳)	字金武 4223 番地	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30 1 号認定 8:30-13:00	
並 里 こ ど も 園		968-5382	82 人 (4 か月～5 歳)	字金武 806 番地	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30 1 号認定 9:00-13:00	
嘉 芸 こ ど も 園		965-2182	89 人 (4 か月～5 歳)	字屋嘉 1555 番地	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30 1 号認定 8:30-13:30	
私立園	保育所	は ま だ 保 育 園	968-5383	59 人 (4 か月～5 歳)	字金武 4231 番地	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30
	小規模保育事業所	金武こどもみらい園	968-2637	19 人 (4 か月～2 歳)	字金武 4213 番地	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30
		ららくる屋嘉保育園	965-5880	19 人 (3 か月～2 歳)	字屋嘉 253 番地	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30
		す ぎ の こ 小 規 模 保 育 園	987-8411	19 人 (4 か月～2 歳)	字金武 4123 番地 2	標 準 7:30-18:30 短 時 間 8:30-16:30

※各園で園見学を実施しています。詳細については各園へ直接お問い合わせください。

【注意事項】

1. 申込書類等を提出した後に世帯の状況や勤務先が変わった場合は、その都度こども支援課までご連絡ください。なお、変更後の「就労証明書」は速やかに提出してください。
1. 職場を退職した場合は速やかにこども支援課までご連絡ください。職場を退職して2か月以上経過していることが判明した場合は、保育の必要性の認定の取消し・退園となります。
2. 入園後に現況調査のため就労証明書等の提出の必要があります。また、就労確認のため職場への電話・訪問などによる調査があります。
その際、就労が確認できない方や、就労証明書と就労内容が違う方は保育の必要性の認定の取消し・退園となる場合がありますのでご注意ください。
3. 児童に歩行や言語などの発達の遅れ、疾病等があると思われる場合は、入園申込時に必ず担当の職員へお伝えください。
4. 保育園等の定員の関係により入園できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
5. 保育園等の入園申込みは受付期間外も可能ですが、空き状況により待機になる場合もあります。
6. 自己都合により1か月以上通園しない場合は、ご家庭での保育が可能と判断し、退園の対象となります。
7. 退園する場合、退園の10日前までに利用中の保育園等で手続きを行ってください。